

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第3号

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第3条 （略） （1）・（2） （略） （3） <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （4）～（7） （略） （8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （水道技術管理者の資格） 第4条 （略） （1） （略）	（布設工事監督者の資格） 第3条 （略） （1）・（2） （略） （3） 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （4）～（7） （略） （8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道<u>又は水道環境</u>を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （水道技術管理者の資格） 第4条 （略） （1） （略）

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）</u>、同条第1号に規定する学校の<u>卒業生</u>については4年以上、同条第3号に規定する学校の<u>卒業生（専門職大学前期課程にあっては、修了者）</u>については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校の卒業生</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）</u>、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生<u>（専門職大学前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。）</u>については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) (略)	(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、<u>同条第4号の規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) (略)
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。